

1 利用料が、 すべて無料!

専門家による相談対応や
セミナーを
何度利用しても
料金はかかりません。

2 専門家の 対応

弁護士や社労士が
窓口で常駐し、
サポートします。

3 高度専門相談

労務管理や労働契約が
雇用指針※に沿ったものと
なっているかなどを
相談できます。

4 会社訪問にて 相談

弁護士・社労士が、
会社を訪問し、
個別で相談対応します。

サービスの 紹介

すべて**無料**で**利用可**

5 出張相談会

TECC(赤坂)以外の
渋谷・丸の内でも
弁護士や社労士への
窓口相談ができます。

6 21時まで 相談

日中が多忙な方、
仕事が終わった後にも
相談できるよう
21時まで対応しています。

7 窓口・電話・ メール相談

どの相談方法でも
気軽に利用できます。

8 外国語での 相談

英語での相談も可能です。
また、他の言語に対応した
電話通訳サービスも
利用可能です。◎事前にご予約ください。

※雇用指針とは、労働関係の裁判例を分析・類型化し、とりまとめたもの(国家戦略特別区域法に基づき国が作成)

セミナー のご案内

月2回程度開催

『労働関係法令及び労務管理の実務について』

『雇用指針について』など、屈指の実力と経験を有する弁護士・社会保険労務士が、
雇用ルール等を分かりやすく解説します。

◎詳しくは、ホームページ・facebookをご確認ください。

TECC 国家戦略特区 東京圏雇用労働相談センター

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番地32号 アーク森ビル JETRO本部7F
[営業時間] 月～金 9:00～21:00 [休業日] 土、日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)
[アクセス] 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩1分

TEL.03-3582-8354

URL <http://t-ecc.jp>

E-mail info@t-ecc.jp

渋谷・丸の内のお出張相談会の詳細は、HPまで



facebook

新着情報配信中!

いいね! で登録!



雇う人。働く人。

見えないトラブルで、つまづく前に――

ベンチャー企業・グローバル企業の労務管理をサポート

初めて人を雇う際の
留意点は?

労働条件通知書には
何を記載すればよいの?

就業規則や
雇用契約書は
ネット上のひな形だけで
作ると危険?

業務委託や外注でも
雇用になるってホント?

忙しくて
休みが取れない社員ばかり、
これって問題?

弁護士・社会保険労務士の相談・サポートが、すべて**無料**

TECC(東京圏雇用労働相談センター)は、
様々な相談体制で、日本語の他にも外国語(英語・中国語等)でも
雇用に関する相談やサポートができる窓口です。



国家戦略特区 東京圏雇用労働相談センター

雇用トラブルを未然に防ぐために TECCが、すべて**無料**でサポートいたします。

弁護士等が雇用指針※に基づき、助言や就業規則の作成等を支援。
将来の雇用トラブルを未然に防ぎ、企業の円滑な事業展開をサポート。

TECC(東京圏雇用労働相談センター)は、東京圏の国家戦略特区において、ベンチャー企業やグローバル企業等の労務管理をサポートし、雇用トラブルを未然に防ぐために、2015年1月にスタート。雇用ルールの特化を目的に定められた「雇用指針」※を活用して、労働・雇用関係の相談対応を行います。TECCには、労務管理に詳しい弁護士や社会保険労務士といった専門家が窓口で常駐しており、経営者や人事担当者、労働者が無料で、気軽に雇用ルールの相談をすることができます。

あなたの会社にも、見えないリスクが潜んでいるかもしれません。雇う人にとっても、働く人にとっても、しっかりと労働環境を整えることは、とても重要です。もう一度、雇用契約や就業規則を見直してみませんか？ TECCがリスクの発見から対策までお手伝いいたします。

※雇用指針とは、労働関係の裁判例を分析・類型化し、とりまとめたもの(国家戦略特別区域法に基づき国が作成)



労働関係の
トラブルを
未然に防ぐ

2ステップ

STEP 1

まずは「TECCの窓口」で
弁護士・社労士に相談。
お気軽に窓口までお越しください。
電話やメールでも相談可能です。



STEP 2

さらに具体的にアドバイス
雇用契約・就業規則の作成等に関する
アドバイス。企業への訪問も可能です。



TECC 全てのサービスを**無料**で提供
Tokyo Employment Consultation Center

◎主に、下記のいずれかに該当する方が利用できます。

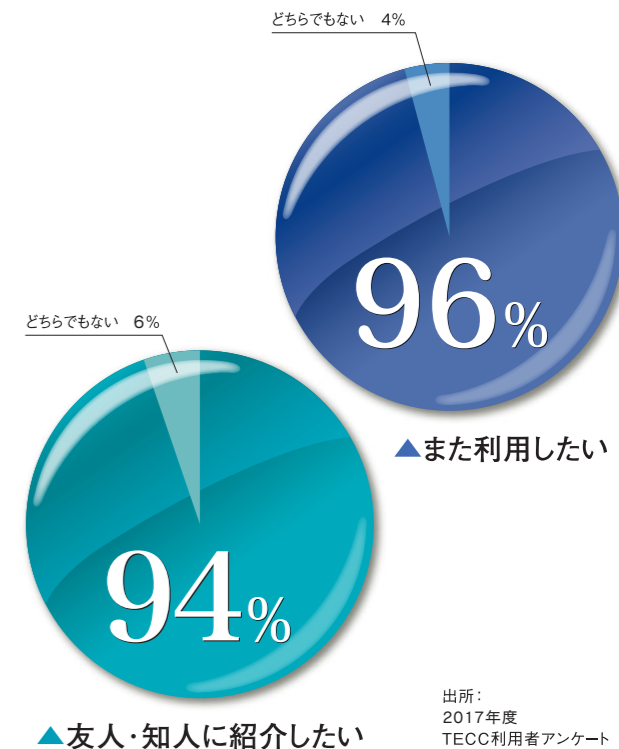
(1) 東京圏*国家戦略特区内に新規開業直後の企業(概ね5年以内)および新規開業を目指す企業、(2) 東京圏*国家戦略特区内に進出を目指す企業、(3) 東京圏*国家戦略特区内に所存する企業、(1)~(3)の企業の労働者(就労を希望する方を含みます。)

※東京都、神奈川県、千葉県、千代田市・成田市

✓利用者からの高い満足度!

多くの利用者に満足いただいています!

実際に利用した方々から、非常に高い評価をいただいているTECCのサービス。その理由は、何といても相談員の質が高いこと。労働問題のエキスパートが懇切丁寧にアドバイスをしてくれるTECCは、経営者にも労働者にも大きな信頼をいただいています。単に困り事を相談するだけでなく、何気ない会話から利用者が気づかないトラブルを発見するのもTECCの得意技。ぜひお気軽にお問い合わせください。



✓グローバル企業にも対応

外国語での相談体制を完備

ベンチャーだけでなく、東京圏への進出を目指すグローバル企業の支援も、TECCの重要なミッションです。このため、海外での経験を持ち、英語、中国語等での会話が可能な相談員にも相談できます*。また、外国語に対応した電話通訳サービスも利用可能です。

*事前にご予約ください。韓国語、スペイン語も対応可能です。

利用者の声

Case 1
グローバル企業の経営者Aさん

日本に進出の際に、日本とアメリカの労働法のルールの違いがよくわからないので、とても不安でした。TECCでは、窓口相談だけでなく、電話やメールでもその都度的確なアドバイスしてもらえました。外国語が話せる弁護士さんや社労士さんが多くいたので、安心でした。さっそく海外の友人にも紹介しました。

Case 2
人材紹介のベンチャー企業経営者Bさん

“給料はいらないので、インターンさせてください”と学生から問い合わせがありました。本当に無給で雇っていいのか不安で、TECCに相談したら、雇用契約書までカスタマイズしてくれて、本当に助かりました。しかも、無料で利用できるなんて、スタートアップにとっては、本当にありがたいですね。

Case 3
ベンチャー企業の従業員Cさん

転職したんですが、入社前に自分が想定していた業務内容と少し違う気がして、モヤモヤしていました。TECCに相談したら、労働者の権利として、できること、できないことが明確になり、スッキリしました。弁護士って専門が色々あると思うんですけど、TECCは労務に詳しい先生が揃っているから安心して利用できますね。

